

令和4年5月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和4年5月12日(金) 14時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	中崎教育長、廣田委員、小松委員、黒田委員、森委員、伊東委員
出席職員	島村政策監、狩野教育次長、桑宮総務課長、市瀬福利厚生室長、山崎教育環境整備課長、加藤義務教育課長、田川高校教育課長、分藤特別支援教育課長、大川児童生徒支援課長、山崎生涯学習課長、日高学芸文化課長、松山体育保健課長、谷口義務教育課人事管理監、初村高校教育課人事管理監、三好生涯学習課企画監
開 会	(中崎教育長) それではただいまから5月定例会を開会いたします。
署名委員指名	本日の議事録署名委員を、私から指名させていただきます。議事録署名委員は廣田委員、伊東委員の両委員にお願いいたします。
前回議事録承認	次に、4月定例会の議事録は、各委員の皆様にご送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。  「異議なし」と呼ぶ者あり  (中崎教育長) ご異議ないようでございますので、前回の議事録等は承認することにいたします。それでは、各委員ご署名をよろしくお願いいたします。  本日提案されています議題等のうち、冊子2につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により非公開として協議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。  「異議なし」と呼ぶ者あり  (中崎教育長) ご異議ないようですので、そのように進めてまいります。

冊子 1  
第 4 号 議案

それでは、定例教育委員会の冊子 1 について審議いたします。  
まず、第 4 号議案について、提案理由を説明願います。

(田川高校教育課長)

冊子 1 の 1 ページ、第 4 号議案について御説明いたします。提案理由は、令和 5 年度長崎県公立高等学校の入学者を選抜するにあたって、その基本方針を定めようとするものです。まず「1 入学者の選抜について」(1) 入学者の選抜は、調査書その他必要な書類、および各高等学校長が定めた検査の結果等を資料として総合的に行うものとします。(2) 調査書の取扱いについては、教科の評定に偏ることなく、観点別学習状況、その他の記載事項についても十分尊重する、としております。「2 学力検査問題について」(1) 前期選抜の基礎学力検査問題、後期選抜の学力検査問題は、①②に留意し、県教育委員会が作成します。(2) 全日制課程及び定時制課程昼間部における前期選抜の基礎学力検査は 3 教科で、後期選抜の学力検査は 5 教科で実施いたします。また、定時制課程の検査は、これまでどおり作文及び面接を原則としています。「3 入学者選抜方法について」(1) ①全日制課程及び定時制課程昼間部の前期選抜は、全学科において、特別選抜と文化・スポーツ特別選抜の両方、又は、特色選抜のみを実施します。④調査書その他必要な書類のほか、基礎学力検査、面接、プレゼンテーション、実技、作文・小論文・総合問題の中から各高校が選択して実施する検査の結果を資料として選抜を行います。(2) 全日制課程及び定時制課程昼間部に係る後期選抜は、調査書その他必要な書類のほか、学力検査、及び面接の結果を資料として選抜を行います。(3) 定時制課程については、募集定員をⅠ期とⅡ期に分けて選抜をします。(4) 通信制課程は書類での審査を行います。(5) 連携型中高一貫校、5 校ございます、宇久、奈留、北松西、大崎、上対馬、この 5 校については、課題レポートや作文・小論文などで選抜することを原則としています。(6) 離島留学を実施する 5 校につきましては、全日制課程及び定時制課程昼間部に係る前期選抜の日にあわせて離島留学特別選抜を実施いたします。3 ページ「4 日程について」です。(1) 前期選抜の検査日を 2 月 1 日(水)、合格者発表を 2 月 8 日(水)としました。(2) 後期選抜の検査日を 3 月 7 日(火)、8 日(水)、合格者発表を 3 月 15 日(水)としました。その他の日程は資料のとおりです。以上御審議をよろしく願います。

(中崎教育長)

質 疑

では、第 4 号議案について、質疑討論を行います。御質問等はござ

いませんか。

(廣田委員)

1 ページの学力検査問題についてですけれども、たぶん2年前だったかと思いますが、推薦制度をやめて、前期選抜と後期選抜という学力検査に移管をしたと思うのですが、この評価がどうなのか、高等学校はどう評価しているのか、あるいは受ける中学校側の教員はどう評価しているのか、それをちょっとお聞きしたいのですが。

(田川高校教育課長)

今、廣田委員からご指摘がありました入試制度の変更につきましては、今春実施をしました入試で2回目を終えたところでございます。中学校、高校それぞれから異なった視点で様々な意見がこちらに寄せられております。中学校からは、委員ご指摘のとおり、推薦制度がなくなったことを評価する声が多数ある一方で、前期で不合格となった生徒への対応と、その後の指導に労力を要するという声もいただきました。また高校側の意見としましては、生徒の学力養成といった視点で前期で大量に合格者がでますと、一番生徒が伸びる1、2月といった時期に勉強しない生徒が多数出てくることによる学力低下を心配するといった声もありました。全体的な受験動向の視点では、2年目を終えまして制度の趣旨が定着している側面もございまして。つまり1年目は新制度でチャンスが2回あるのだから多くの生徒が前期から受験しようといった風潮もございました。しかしその分、前期の不合格者も多く、生徒やフォローする中学校の先生方も大変だったと伺っております。しかしながら、本来の入試制度の趣旨は、前期選抜は特色選抜であり、主体性や実績を有する特色のある生徒を選抜することが狙いでありまして、後期選抜は従来どおり学力重視の選抜試験です。ですから、2年目からはやみくもに受験せず、特色のある生徒は前期から受験し、学力で勝負したい生徒は前期を受けずに後期試験のみを受けるというすみ分けが明確になってきております。このことは生徒が自分に合った入試形態を選択できる制度であると前向きな意見をいただいているところでございます。

(廣田委員)

私は、前回も言ったと思うのですが、せっかくこの前期選抜と後期選抜というのを設定したのだから、ある意味、公立高等学校の場合は、非常に生徒減で、定員を確保できない学校が多いのですね。

そういう学校は本当に必死になって、とにかく前期選抜でも早い段階で生徒を確保するように動かないと最終的に定員を確保できないと、そういうことがあると思うのですね。今年も東高でしたか、結果的には、前期選抜は5%くらいに設定していて、残りを後期選抜でとって、結果的には定員不充足と、何か甘いのではないかと。私学の方は本当に定員を集めることに苦勞して、定員が集まらなかったら補助金が減らされて、学校経営ができなくなると、そういう条件の中で、何回も学校訪問をしてやっと去年よりも多く確保できた。そういうことで何とか学校を存続できているという状況なのに、公立高等学校はその辺が甘いのではないですか。定員を確保しようという。せつかくこのような制度があるのだから、例えば、5～50%になっているけれども、定員を確保できなかった学校は、前期選抜でも特色選抜といいながら、そこで定員を確保して後期選抜に備えるというような体制をとった方がいいと思うのだけでも。3年目もそのように前期を少なくして、定員を確保できなくなるといった状況は、せつかく制度を変えたのにといいたいがあるものですから。

(田川高校教育課長)

今、廣田委員からご指摘がありました定員の未充足の件につきましては、私たちも大変、憂慮すべきことだというふうに認識をしております。実際、今年度の入試におきまして、前期、後期あわせて定員の未充足の学校は、県立で全日制55校のうち45校にのぼっております。そういった意味では、私たちも大変この問題については注意深く慎重に検討を要しなければならないというふうに認識をしております。

今回、2回の入試の結果を踏まえまして、少し見えてきた部分がございますので、お伝えをしたいというふうに思っております。11月に例年、進学希望調査というアンケートを中学3年生に行っております。どの学校に進学するかといった調査になりますが、ほとんどの生徒が、この段階で決めた学校を前期で受ける、そして不合格となった場合も概ね、前期と同じ学校を後期試験で受けているということが見えてきました。つまり、前期で不合格になった場合、既に合格している私立高校へ大人数が流れているという状況にはないということが少し見えております。ただし、学校によってもちょっと若干ばらつきもあるところでございます。

それからもう1点は、進学学習状況調査は11月以外に7月にも同様の調査をとっております。公立高校の志願倍率を見ますと、

この7月から11月にかけて大きな変動が起こっております。この7月から11月の時期と申しますのは、公立だけでなく私立高校もオープンキャンパスや学校説明会を重点的に行っている時期でもございますし、また、部活動での声掛けも行われる時期でもございます。そういったことを踏まえますと、この時期に公立高校から私立高校の方に進路希望が変わっている生徒が多数いるものと推察されます。また、ある意味、公立離れが進んでいる現象の背景には、授業料の負担が軽減されていることに加えまして、広報のあり方や部活動での声掛けが実態として考えられ、いわゆる入試制度における前後期の定員の問題といったよりも、そちらの方が理由として大きいのではないかとこのように考えております。

前期の定員のあり方につきましては、学力低下を引き起こす可能性もあり、慎重に検討を要すべき問題だというふうに考えております。

(廣田委員)

学力低下といったって、2カ月ぐらいの間ですよ。高校に入ってからしっかりやれば、学力は十分、僕は補充できると思うし、私が言いたいのは、本当にいつも募集状況が発表されて、結果的にはもう不充足で70%もないみたいなね、旧来いっばいの受験生を集めていた学校がそういう状況にあるという状況を見たくないものですから、そういう学校の校長先生方には、本当にもうあらゆる手を使って前期定員でももっと増やして、ちゃんと責任もって定員を確保するような体制をつくって地域の人達も安心させるような学校にしていかないと、不充足がずっと続いたら、やっぱり生徒たちも人気のない学校なのだということで行きたくなくなってくるのではないかと思うのですよ。その辺をしっかりとやらないといけないなと思うものですから。

(田川高校教育課長)

今おっしゃられた点も踏まえまして、入試制度が与える志願倍率への影響を丁寧に分析しつつ、学校の魅力化も図っていくと有効で、いわゆる両輪の仕掛けで魅力化を図って志願倍率の向上に努めてまいりたいというふうにも考えております。

(小松委員)

今、廣田先生のご指摘は去年もあったわけですね。いろいろ論議して、そのときに最終的には1年前ですか、いろいろ制度の変更が

<p style="text-align: center;">採 決</p> <p style="text-align: center;">第 5 号 議 案</p>	<p>あつて、さらにまた変更があるといろいろ混乱も起きるから、とにかくこのまましておきましょうというようなことだったと思うのですが、やはりそう言われてもやはり、定員未充足の問題というのはずっと残るわけでございますので、この問題とは別であれば、そこをもうちょっと深く論議していくべきだと思います。よろしくお願いします。</p> <p>(中崎教育長)        よろしいですかね。ほかにご意見、よろしいですかね。</p> <p style="text-align: center;">----- な し -----</p> <p>それでは、質疑討論をとどめて採決いたします。        第4号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(中崎教育長)        ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。よって第4号議案は原案のとおり可決することに決定されました。        次に、第5号議案について提案理由を説明願います。</p> <p>(田川高校教育課長)        引き続き4ページの第5号議案についてご説明いたします。        提案理由は、令和5年度県立中学校の入学者を選抜するに当たり、その基本方針を定めようとするものでございます。        県立中学校は長崎東中学校、佐世保北中学校、諫早高校附属中学校の3校です。3の日程以外、昨年度と変更はございません。        まず、1 入学者の選抜は適性検査、作文及び面接の結果並びに調査書、その他必要な書類を資料として総合的に判断して行うこととしております。2 検査についてですが(1)実施する検査は適性検査、作文、面接です。(2)配点は適性検査130点、作文70点の合計200点満点としております。(3)、①適性検査は学校での生活や家庭や身の回りのことなどをテーマとして、学習指導要領に沿った問題発見・解決能力、思考力、判断力及び表現力等、小学校教育において身につけた総合的な力を見る問題です。②作文は、読み取ったことや考えたり感じたりしたことを文章で表現する力を</p>
---	--

<p>質 疑</p>	<p>見ます。（４）面接は集団面接としております。説明は以上でございます。</p> <p>（中崎教育長） では第５号議案につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>（廣田委員） これもちょっといろいろな意見があるのですが、入学者選抜に適性検査と書いてあるのですよね。学力検査じゃないのですよね、これはね。まあ昔、僕もちょっと聞いたような気がするのですが、国の通達で中学校の入試、公立関係は学力検査を課してはいけないと。そういう国の決まりがあって、適性検査は学力検査に非常に近い適性検査をする、何かわけのわからないような検査をやっているという状況があるみたいなのですが、この根拠ってというのが、根拠法みたいな通知が何か出ているのですか、学力検査をやってはいけないという。</p> <p>（田川高校教育課長） この中高一貫校が誕生したのは、平成１１年になります。その中高一貫校の設立に当たり、国の衆参両議院で、受験準備に偏した受験エリートを養成するような学校にならないようにと、受験競争の低年齢化を招かないようにという付帯決議がなされたことを受けまして、学校教育法施行規則第１１０条に次のような記載がございます。公立中等学校及び併設型中学校では入学者選抜に当たって、学力検査を行わないものとする。このように定めてあるところが根拠ということになるわけです。</p> <p>（廣田委員） 何かいろんな僕も教育関係の本を読んでいくのですが、学力を否定するような考え方っていうか、学力って学んだ力、学ぶ力、そういうものなので、学力検査ってというのは、私はもうやってもいいってというのが持論なのですよね。もうこれははっきり言うと国の法律で決まっているから、学力検査をやってはいけないっていうことです。これはもうやったら法律違反になる。しかし内容的には適性検査の中にも学力が何か測れるような検査にしないと、選抜ってというのは非常に難しくなっていくのではないかということ、こういうことになっているのだらうと思うのですが、何か例えば</p>
------------	--

中学校を卒業するにも留年はない。高等学校もほとんど留年はない。大学に入っても4年経ったら卒業させているような、もう日本の私立大学の状況とかね。そういうことを考えていったら、日本の学力って本当に低下していくのではないかと思うのですよ。このごろの新聞でもなんか博士論文の数にしても、中国に圧倒的に負けて日本はもう本当に見る影もないと。そういう学力をあまりにも偏重というか軽視するために、そういう形になっているのではないかなという思いもあるものだから、学力という言葉は僕は否定してはいけないと思うのですよね。ある意味、学力も大切にしながら、やはり子どもたちをきちんと学力をつけて育てていくということをやっているかないと、しっかりした人材は育っていかないというような感じがするのですよね。

まあ、それは持論ですから、聞きたいのは、要するにこういう検査を経て、実際に例えば東高であれば東中学校から東高校に入った生徒たちが、どういうふうになっているのか。要するに高校入試で入ってきた生徒たちと、私が聞いたところでは、高校入試を経て入ってきた生徒の方が優秀だというふうなこともちょっと聞いたことがあるものだから、これも中学校側の評価はどうなのかね。あるいは例えば東高であれば東高はどういう評価しているのか。逆にあまり弊害があるようなら定員を減らすとかね、そういうことをやってもいいのではないかというふうに思ったものですから。

(田川高校教育課長)

今、廣田委員の方から前回の入学者選抜の適性検査の問題の中身についてご意見がございました。これにつきましては、私どもも、それぞれの3つの進学校に接続していくための県立中学校であるということ踏まえ、しっかりした学力がその後、伸長していくような適性検査の問題に努めております。入学後も、全国学力学習状況調査もございますけれども、やはり県立中学校に入学した生徒の点数というのは格段に成績が高い状況にございます。特に思考・判断を要する高いレベルの問題の方が、より平均点との差が非常に大きいといったことで、日ごろの学習の成果というのは十分見られるのではないかというふうに思っております。

実際の県立中学校の現場では、普通に授業をしていくと、それだけで授業進度が早まってしまうというようなことをよく耳にします。そのために、授業進度を抑えるためには、当然、授業として深みを増す授業が求められます。そういった中で深い思考力ですとか、最近求められていますアクティブラーニング、そういった時間をつ

くるのに費やすこともできるというふうな状況になっています。したがって、高等学校に入学した後も、極めて県立中学校から入ってきた子どもたちの中には高い学力を有している者もいると。出口に至りましては、超難関大と言われるような大学に県立中学校の生徒たちが合格しているといった状況もございます。当然、格差の問題もございますので、すべての生徒たちがそのように順調に伸びていっているというわけではなく、格差の是正といいますか、縮小といいますか、底上げ、そういったことにも所属の3校の先生方は苦心されているというか、そういう現状でございます。

(廣田委員)

せっかく特別に選抜した中学生なので、この生徒たちをもうできるだけ早く早期育成というのかして、6年間の中で例えば高校1年生の段階を中学校3年生で教えるというようなことをやって、もっと時間の余裕を持たして深い教育をしていけばもっと育つと思うんだけど、結果的にはシャッフルしているのではないかなと、高校になったときにね。あんまり意味がないのではないかなというような気もするのですが、その辺はどうなっていますかね。

(田川高校教育課長)

併設型の中高一貫校の場合は、高校の内容を中学校で教えることができるように教育課程の特例という申請を行っております。したがって、中学校3年生の段階では、高校生の内容の学習をしております。高校に入りますと当然、高校から入ってくる生徒たちと授業進度が異なりますので、クラスは分けて実施をしております。この県立中学校が誕生したのは平成16年度からですので、今年度で19年目を迎えます。集団づくりといった観点で、その生徒たちをクラスで混ぜた方がいいのか、あるいは分けた方がいいのかというのは、各学校で今現在、試行錯誤が続いております。いろんな試みが今、見られて、子どもたちを育成するのにどういった形がいいのかということは、模索が行われているという、そういう状況でございます。

(廣田委員)

そうすると高校に入ってから解体しているわけではないということですね。

(田川高校教育課長)

授業はそれぞれ、特に数学・英語におきましては、中学校から入ってきた生徒と高校から入ってきた生徒、それは分けて授業を行っているということでございます。クラスは分けている学校もあれば、クラスのみ母集団は一緒という学校もございます。

(廣田委員)

まあクラスは分けてもいいのだろうとは思いますが、学ぶ内容というのはやっぱり中学校から入ってきた生徒たちは先にそれだけやっているのだから、もっと深いものをさせるためには区別した方がいいのではないかと私は思うのですが、そうなっているのですね。

(田川高校教育課長)

授業はそうになっております。1年生の段階では少なくともということです。

(廣田委員)

2年、3年は。

(田川高校教育課長)

2年、3年では一緒になっているケースがございます。学力が相応になってきている部分につきましては、そういう形が見られます。

(廣田委員)

それは一番、当事者の学校が決める問題なので、私が言うことではないでしょうけど、せつかく中学校から入ってきた優秀な人材が落ちこぼれていかないように、やっぱりより深いものを学んで、より高いレベルに行けるようにしてあげてほしいなという思いがあります。

(中崎教育長)

ほかに、ご意見ございませんでしょうか。

----- な し -----

採 決

それでは質疑・討論をとどめて、採決いたします。  
第5号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

第 6 号 議 案

「異議なし」と呼ぶ者あり

(中崎教育長)

ではご異議ないものと認めます。よって第5号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

次に、第6号議案について提案理由を説明願います。

(分藤特別支援教育課長)

資料5ページ、第6号議案「令和5年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について」、ご提案をさせていただきます。提案理由は令和5年度県立特別支援学校の幼稚部、高等部、高等部専攻科の入学者選考について定めようとするものであります。

内容の1をごらんください。令和5年度長崎県立特別支援学校入学者選考につきましては、志願者が在籍する中学校並びに特別支援学校から調査書などの書類を事前に提出してもらい、志願者の障害の状態や程度等を把握することにしております。そして選考日当日に実施される学力検査、面接などの結果を踏まえて各学校の選考委員会において総合的に選考をしております。

(1) のア 日程につきましては、県立高等学校全日制課程後期選抜の日程に準じて実施することにしております。イ 募集定員につきましては(ア)の幼稚部の募集定員は対象となる幼児が全員、幼稚部の教育を受けられるように、入学願書受付をもとに令和5年1月に決定することとしております。(イ)の高等部の募集定員は、対象となる生徒が全員、高等部の教育を受けられるように10月と12月に実施する進学希望状況調査の結果をもとに、令和5年1月に決定することとしております。6ページをごらんください。

次に(2)の虹の原特別支援学校と希望が丘高等特別支援学校に設置しております職業学科の入学者選考の日程等につきまして説明します。この2校の職業学科は、職業自立を目指し、一般企業就労率100%を目指して学ぶ学科となっております。多くの生徒に受験の機会を提供するためにも、先ほど(1)でご説明した高等部普通科よりも約2カ月早く入学者選考を実施するようにしております。職業学科の募集定員は、昨年度と同じく虹の原特別支援学校高等部就業サービス科につきましては8名、希望が丘高等特別支援学校は32名としております。なおウのその他の(イ)に示しておりますけれども、職業学科を受験し万が一不合格となった場合でも、そ

<p>質 疑</p>	<p>の全員が（１）の高等部普通科を志願できるように入学選考等の日程にも十分、配慮しております。以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p> <p>（中崎教育長）      それでは、第６号議案について、ご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>----- な し -----</p>
<p>採 決</p>	<p>それでは、質疑討論をとどめまして採決いたします。      第６号議案を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
<p>報 告（１）</p>	<p>（中崎教育長）      ご異議ないものと認めます。よって第６号議案は原案のとおり可決することに決定されました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。報告事項（１）について説明をお願いいたします。</p> <p>（桑宮総務課長）      それでは令和３年度に実施された監査の結果及び措置状況についてご報告をいたします。お手元の資料、赤いインデックスで報告（１）となっております資料をお開きいただきたいと思います。</p> <p>初めに「１ 監査の結果」について説明を申し上げます。これは令和３年度に実施された監査の結果について、県監査委員からことし３月３０日付で提出があったものの概要でございます。</p> <p>まず（１）の普通会計定期監査（後期）につきましては、昨年９月からことし２月にかけて行われ、教育委員会所管の地方機関、教育機関、県立学校のうち、実地監査で２０カ所、書面監査で５６カ所、計７６カ所が監査を受けております。その結果１７件の指摘事項、７４件の指導事項がございました。</p> <p>（２）の令和３年度財政援助団体等監査につきましては、県から補助金や交付金など何らかの財政支援を受けている団体を監査するもので、教育委員会関係では、ここに記載しておりますように長崎県育英会、長崎県青少年体験活動推進協会、長崎ダイヤモンドスタ</p>

ップ株式会社、長崎県スポーツ協会の4つの団体が監査を受け、5件の指摘事項、3件の意見、4件の指導事項がございました。

次に指摘事項等の主な内容についてご説明を申し上げたいと思います。冊子が変わりまして、青いインデックスで資料①と書かれている資料の14ページをお開きください。14ページの一番上に、「9 教育庁」と書かれておりますが、これが教育委員会関係の指摘事項でございます。簡単に指摘事項について説明しますと、普通会計定期監査につきましては、記載されているとおり(1)の収入につきましては、自動販売機の設置に係る使用料について調定が大幅に遅延しているという指摘を受けております。

次に、財政援助団体等の監査の指摘事項が31ページ以降に記載をされております。中段あたりに(5)長崎県育英会の指摘事項、奨学金返還に係る滞納がございましたが、これ以外にも32ページの一番上に(7)特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会に係る指摘、それから33ページに(8)長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社に係る指摘がございました。

以上が監査の結果の概要となりますが、続いて監査の結果に係る措置状況についてご説明をしたいと思います。先ほどご説明いたしました指摘事項と意見につきましては、各所属が講じた措置を5月末までに監査委員宛て通知することとされておりますので、その内容についてご説明を申し上げます。

青いインデックスの資料②と書かれております資料をご覧くださいと思います。監査の結果に係る措置状況というタイトルの資料でございます。1枚お開きいただいて1ページから4ページにかけてが普通会計定期監査結果に係る措置状況についてでございます。次に5ページから7ページにかけて財政援助団体等監査結果に係る措置状況について、それぞれ講じた措置を記載しておるところであります。指摘事項につきましては、いずれも財務会計等の事務の基本的事項の認識不足、それから単純に組織内でのチェック機能が働いていなかったもの等が見受けられました。改めて基本となる条例・規則、取り扱い要領を十分に職員が理解した上での事務処理を行い、今後は職員個人の経験や能力、相互のチェックのみに依存するのではなく、組織的に事務処理ミスを防ぐ仕組み等を導入して、規則的な事務処理の徹底を図ってまいります。監査の結果及び措置状況についての報告は以上でございます。

(中崎教育長)

報告に対するご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

質 疑

(小松委員)

今、配られたので、ちょっと全部をつぶさに読むわけにはいかないのですが、先ほど言われたようにやはり、この種のやつは個人の経験とか能力に頼るだけではなくて、やはり組織としてミスはどう防ぐかというようなことが非常に必要だと思うのですが、そういう仕組みづくりが大切だと思うのですが、全体を見ていただいて、やはり組織として、何年経っても弱みがあるところは弱みがあるのですよね。そこら辺をどういうふうにか何か分析されているか、もしこういうところに自分たちの仕事の仕方として弱みがあるなというようなところを思っているのかあれば教えていただきたいし、そういうものに対して、どういう対応をとられるのか、ちょっとお話いただければありがたいのですが。

(桑宮総務課長)

報告資料にもありますように、毎年度、定期監査におきましては数十件から100件近くのご指摘をいただいております。多くの指摘に共通する部分としましては、やはり結果的な分析としてはチェックをしてなかったと。理解が不足していたというような分析をしているものが多いのですが、共通する部分としてやはり、どこにリスクがあるのかという、そのリスクの想定が当事者である学校の方でまだ十分ではないのかなというふうに考えております。まあどういう業務に、どういうミスの芽があって、それをどう摘んでいくか、仕組み自体にすらリスクがあるのであれば、仕組み自体を変えていくといった取り組みが必要ではないかというふうに考えております。同じような視点から、教育委員会の事務局におきましては、内部統制の取り組みを進めておりますが、現在、県立学校におきましても、同様の内部統制の取り組みができないかという検討を進めておりますので、やはりそれぞれの学校の担当者、事務室がみずからリスクを想定して対策を主体的にとっていけるというところ、姿勢と取り組みを含めて変えていく必要があるのではないかなというふうに考えている次第です。以上です。

(黒田委員)

一見しますとあれですね、基本的なミスが多いのですよね。あってはならないミスがちょっとあるような、エアコン買ってそれが備品に載ってないとかね、ちょっと考えられないような、お金の出どころはどうなっているのですかね。そういうところは。

(桑宮総務課長)

確かに内容によっては、単純な事務処理ミスというところも非常に毎年、見受けられておりまして、私どもも非常に対策については苦慮しておるところであります。ただ1つやはり担当者が異動で変わっていく面もありますので、だれに聞けばいいか、同僚はおりますが、それ以外に法令等を確認する、簡単に確認する方法、例えばここを見れば確認できるというようなところも少し課題にあるのではないかと考えまして、事務処理のポータルサイトという庁内のサイトがあるのですけども、そこにそういった事務処理関係の法令、あるいはマニュアル関係を集積していくような取り組みもやっていく必要があるのかなというふうに考えて、現在、準備を進めておる次第です。以上です。

(小松委員)

どうもこの中身をずっと読んでみると、どうしておかしいと思わないのかなという感じがするのですよ。今やっている、こういう第三者にお願いするにしても、ずっとそれをやっていらっしゃるわけですけれども、じゃあそれのもとになる資料はどこにあるのかとか、契約はどんなになっているのだろうかというようなところを、ないままにずるずるやってらっしゃる。恐らくひょっとしたら、おかしいなと思いつつも、ずるずると続けられているというようなところがあるかと思うのですけれども、そういう気づいていただいている方に対して、すぐそこら辺を相談できるような、やっぱりおかしいなと多分思われているのだと思うのですよね。協議が遅延しているのに、ものごとが進んでしまっているというようなところあたりが、かなり見受けられるので、そういうことが起こったときにはやはり、早く「報・連・相」をやって、ものごとを解決していくというか、そういう仕組みをオープンにするような空気と仕組みをつくっていくというようなことが大切じゃなかろうかと思う、ぜひともそういうような雰囲気をつくっていただきたいと思うのですけど。

(桑宮総務課長)

確かに委員のご指摘のとおり、例えば知事部局であれば、出納部門に割と担当としてはいろんなことを聞けるわけですけど、学校からどこに聞くか、出納局に聞くかとなると、少し敷居が高いと、そうするとやはり前の書類を見て同じような処理をしてしまう。そういったところもあるのかなというふうに考えております。ですので、

先ほど申し上げたようなマニュアルの方、ワンストップで見れるような仕組みと、あと委員のご指摘にもありますように職員の姿勢の部分ですね。事務の先輩あるいは事務長さんあたりにきちんと尋ねる、報告しながら進めていくといった姿勢の部分の改革も含めまして進めていきたいというふうに考えております。以上です。

(伊東委員)

今、小松委員からご指摘があったのと私も同じことを考えていまして、この監査があつて初めて気づいたというのが多いのだろうと思うのですが、これではいけないかなと思いつつやっていたことを指摘されたというの割とあるのかなと思って拝見していました。結局、定期的なのに、毎年やっているのだと思いますが、これで指摘されたことが本当に前向きにその組織にとって活用できる情報となっているのかというのを、やっぱり一番大事かと思うのですが、例えば5年前に指摘されていたようなことと、今の時代と、ちょっと変わってきましたとか、こういうところはもう圧倒的に改善されています。ここはやっぱり組織的な弱点があつて難しいですというようなことはわかっているのでしょうか。

(桑宮総務課長)

一つひとつの具体例、成功例というのを、これだけの指摘を受けている状況であげるとするのは、なかなか難しい状況でございます。1つこれまでの取り組みの中でご紹介させていただくと、今年度も指導は受けているのですが、毒劇物の取り扱いについて、一般的な薬品と混ぜて配置をしたりしているという事例につきましては、高校教育課の方からも各学校の状況を把握していただいた上で、ラベルのチェック、ラベルが剥がれてなかったりしているものもありますので、それも含めて棚卸し的な取り組みを各学校に行いまして改善をしているといった例もございます。監査結果につきましては各学校にも共有するように情報提供しております。ただ情報を流すだけではなかなか学校に響かない部分もありますので、そこをうまく加工して掘り下げていくというのは事務局、本庁の仕事であるというふうに考えております。そのような姿勢で取り組みをしてまいりたいと思います。以上です。

(中崎教育長)

ほかにございませんでしょうか。

報 告 ( 2 )

----- な し -----

それでは続きまして、報告事項 ( 2 ) について、お願いします。

(初村高校教育課人事管理監)

冊子資料 8 ページ、報告事項 ( 2 ) 「令和 3 年度体罰に係る実態把握調査結果について」、ご説明をいたします。

項目 1 の期間・内容については記載のとおりですけれども、児童生徒、保護者に対するアンケート調査については、年度末に実施をしまして各市町教委や各学校が必要に応じて学校評議員などの外部の第三者による検証を行い、県教委に報告をしたものであります。項目 2 から 6 の資料については、それぞれ校種ごとに整理をして記載しており、令和 3 年度分の隣には、参考までに令和 2 年度分を記しております。

項目 2、体罰により懲戒処分及び指導を受けた教職員数についてです。該当する教職員は小学校で 5 名、中学校で 8 名、高等学校で 7 名、特別支援学校で 0 名、合計 20 名、昨年度より 10 名減少をしております。そのうち、懲戒処分を受けた者は、中学校で 2 名、高等学校で 3 名の合計で 5 名、昨年度より 5 名増加をしております。県または市町教育委員会による訓告等を受けた者、中学校で 1 名、高等学校で 2 名、合計 3 名で、こちらは昨年度と比べ 3 名減少しております。所属校長による指導を受けた者、小学校で 5 名、中学校で 5 名、高等学校で 2 名、合計 12 名で昨年度と比べると 12 名の減少ということになります。また体罰の件数ですけれども、小学校で 6 件、中学校で 8 件、高等学校で 8 件、合計 22 件、昨年度と比べまして 8 件の減少ということになります。

項目 3、体罰を受けた児童生徒数についてですけれども、すみません訂正をお願いしたいと思います。高等学校の令和 3 年度の体罰を受けた児童生徒数 12 となっておりますけれども 13 ということに修正をお願いします。申しわけございません。したがって計の欄、令和 3 年度の計の欄が 46 名ということになります。そのうち負傷した児童生徒数は 3 名ということになりまして、その内容は打撲もしくは口内の出血等でありました。それから 1 人の教職員が多数の児童生徒に対して体罰を行ったと、そういう事案も数件起こっております。

項目 4、体罰の状況についてです。授業中に発生した事案が 10 件、部活動中が 4 件、休み時間、放課後に発生した事案が 5 件、その他についてはホームルーム、修学旅行といった教育活動中の児童

生徒の指導の場であります。

項目5、体罰の態様について、すべての校種において、素手で叩くというものが多くを占めております。その他については、不適切な指導、発言、ノートで叩くといったような態様が含まれております。

項目6、体罰把握のきっかけについて、調査の結果、教職員の申告に基づくものだけでなく、児童生徒、保護者の訴えにより把握したものも多くあります。教職員の体罰に対する認識の甘さというのが、ここで表れているのかなと、そういうふうに思っております。教職員からの申告があつて、なおかつ児童生徒、保護者からの訴えもある場合については、教職員の申告の欄の方に含めております。その他につきましては、外部からの通報により把握をしたものということになります。

続きまして9ページから11ページにかけてですけれども、主な事案の概要についてとなります。先ほどの資料を具体的に概要をお示しした部分になります。特に懲戒処分を行った事案については、すべてをそこに載せております。それから訓告もしくは校長指導を行った事案については、主なものを記載していることとなります。

最後になりますけれども、懲戒処分を受けた教職員が令和2年度の0名から令和3年度につきましては5人と増加をしております。このうち、5人のうち3人が過去にも体罰をして指導を受けた者ということです。1人は1年間に2度体罰を行ったという、そういう事案もあっております。

こうしたことを踏まえまして、懲戒処分基準を、この4月から改定をしまして、過去に体罰、不適切な指導で処分を受けた教職員に対しては処分の厳罰化ということで改定をし、各学校に通知をしたところでございます。平成29年から体罰根絶のための重点的な取り組みについてということで通知をしまして、目標管理制度を利用した校長面談、それから体罰、不適切な指導で処分や指導を受けた教職員を対象にアンガーマネジメント研修、その受講を義務づけて、校内で計画的なフォローアップを行うようにしております。この指導力向上研修と言いますけれども、これを、処分を受けたものについては1年間実施をするということで行ってきております。今年度から目標管理制度にかかわって、新たな人事評価制度を実施しますが、人事評価票の方に体罰によらない指導ということで、具体的にどう取り組むのか、そういう記入をさせて、校長面談のときに、その状況、成果を確認するようにはしております。今後とも市町教委等と連携をしまして、校長会、各種研修会、あらゆる機会を捉えて、

<p>質 疑</p>	<p>体罰、不適切な指導の根絶に向けた指導、取り組みを繰り返し徹底していきたくと考えております。以上です。</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>ただいまの報告に対するご質問、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>体罰の件数については、昨年よりも減ってきていて、これはよかったなと思うのですが、私が気になるのは、この次のページに書いてある、ずっと懲戒処分の例が出ているのだけど、この中で再犯の件数が結構ありますよね。何回も体罰をする教師の指導というのかね、その辺をもうちょっと厳格にやらないと、また被害生徒が結果的に増えていくことにつながるの、その辺はどうなっていますか。</p> <p>(初村高校教育課人事管理監)</p> <p>過去に処分を受けた時点で、1年間再発防止のための指導力向上研修ということで、まず勤務校内での研修をするわけですね。研修計画を立ててレポートを年間3回提出させるとかですね、校長面談を3回以上、1年間の中で行う。それから県が主催するアンガーマネジメント研修を受講する。そういった形で再犯しないような指導はしているところでもありますけれども、一部にこうした2回目、3回目ということで起こっておるところです。各学校の方で過去に処分を受けた職員が在籍するところについては、管理職の方でしっかり把握をしてもらいまして、声掛け、それから見守り、それをしながら再犯が起きないように徹底をしていきたく、そういうふうに思っております。先入観がありすぎてもあまりよくないのですが、管理職がしっかり把握した上で、そういう見守り、声掛けをしっかりしていくように徹底したいと思っております。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>こういう体罰をした先生の記録っていうのが、例えば転勤先とか、転勤先の校長あたりも、これは、把握はしているのですか。</p> <p>(初村高校教育課人事管理監)</p> <p>そこがですね、今まで各学校で引継ぎが実際なされておってですね、引継ぎで過去の事案等がちゃんと引き継がれていると思うの</p>
------------	--

ですけれども、我々の方で過去の状況を把握して、それを各学校に伝える形で今回は徹底してもらおうかと思っております。

(廣田委員)

こういう何回も繰り返す先生っていうのは、やっぱりそういう例えば転勤をした後も、そういうことを繰り返す可能性があるので、やっぱり転勤先の校長から転勤後の校長に、やっぱりそういう事例がありましたみたいなことは、やっぱり知らせていた方がいいのではないのですかね。そして新しい校長がきちっとまた指導を継続するというをやっていかないと、また被害生徒が出てくる可能性があるのです。

(初村高校教育課人事管理監)

ありがとうございます。また次回から努めたいと思います。

(小松委員)

まずは8ページの6番の表ですね。体罰把握のきっかけなのですが、ここをちょっと読んでみますと、読み方間違っていたら指摘していただきたいのですけれども、教職員の申告のほかに児童生徒、保護者の訴え、それからその他、外部からの通告によって、これが明らかになったというようなことになっているわけですね。ということは、体罰を行った教職員の約半数しか、それをやったという認識がないということですね。そう読んでいいわけですか。

(初村高校教育課人事管理監)

認識が甘い、これぐらいは体罰に当たらないだろうという、そういう考えで自分で申告をしていない。そういう教職員がおるということになろうかと思えます。

(小松委員)

ちょっとそこら辺が問題ですよ。体罰に対する考え方、世間の考え方と、要するに内部の考え方では全然違うのだという認識をしとかないと、ここの認識は、このままの状態では絶対これは改善しないですよ。数字の方にも少し出ているのですけれども、確かにこれはずっと減ってきているのですよね。過去、50件ぐらいあったようなことが今、30件ぐらいまでになってきているのですけれど、どうもこの2、3年ですか、もう要は下げ止まりの状態になっているのですよね。恐らくそこら辺は、要するに認識の差から出てきてい

るのではなからうかと思しますので、やはり体罰というのは自分が体罰と思っていなくても、与えられた者からすれば、それだけのショックなのだというようなところをですね、よく教育していかないといかんと思ひます。

それから、2件目ですけれども、ここに主な事案の概要を見て気づくことは、先ほど、廣田先生が言われましたように再犯が多いということと、あと1つはやはり部活動に多いですね。部活動の時間にこういうことが行われているというのであれば、そういうところに焦点を絞って教職員の方々の認識を変える教育をやるというような、そういうこともやっていいのではなからうかと思ひます。そういう点ではいかがでしょうか。

(初村高校教育課人事管理監)

部活動につきましては、部活動の指導の手引きというものが作成されておりまして、各学校の方で校内研修でその体罰に係る指導についても確認をしているところです。

それから、なかなか認識の甘い教員が多いということで、校内研修の方で具体的にこういう行為は体罰に当たるとか、暴言も含めて、体罰だけではなくて精神的苦痛を与える、そういう暴言も含めて体罰と同様に処分を受けると、そういったことも踏まえて各学校で研修を適切に行ってもらうようにしているところです。

(小松委員)

企業では安全活動をやるときに、本当にしつこいぐらいやるのですけどね。もうそういう事件じゃないヒヤリハットでも起こったら、もしくは事故が起こったら、そういう状態でそれが起こったかというようなことをみんなでやはり共有するのですよ。共有していく中で、自分たちでは同じような状態があるのではなからうかというようなことで、やはり再発防止を各職場でやっていくと。僕はこの体罰に関しては、そういうことを僕はやるべきだと思うのです。体罰の事件が起こったよと、これは教職員の方々も認識していますよと。一方においては認識せずに外から出てきましたよと。これは由々しき問題じゃないですか。こういう事例については、やはり自分たちは体罰と思ってないのかもわかりませんが、やはり世間では違いますよというようなことを、何回も周知していく、そして教育していく、そして再発防止を図っていくというようなことが必要だと思います、ぜひともそういう活動をやっていただきたいと思ひます。以上です。

(黒田委員)

処分の内容ですけれども、多分、そうなっているのだろうと思うのですが、体罰の内容は同じでも、再発、再発といいますか、再犯によって処分は次第に重くなっていくという、そういう形にはなっているのでしょうか。その辺はいかがですか。

(初村高校教育課人事管理監)

懲戒処分基準と照らしながら、過去のそういった処分についても総合的に判断をして、処分をしております。

(黒田委員)

再犯の場合はだんだん厳しくなっておるということも、当然入っているわけですね。

(初村高校教育課人事管理監)

この4月から改定をしまして、再犯の場合は過去の処分以上の処分をすると、そういうことで明文化をしたところでございます。

(伊東委員)

こういう件数が減少してきているというのは、大変すばらしいことだと思うのですけれども、ちょっとした小さなことでも報告をあげていくという姿勢になってくると、むしろ件数が増えてくるということもあるのかなと思うのです。医療関係では、本当にちょっとしたインシデントでも報告することによって、みんなで防ごうという、そういう姿勢で、件数が増えてくることで、むしろ組織はよくなっていると評価されるときもあります。だから本当に、とても意地悪な言い方なのですが、減っていることが、それで喜んでいいのかなってところもちよっと気になるところです。意地悪で申しわけないです。

(初村高校教育課人事管理監)

教員の申告もそうですけれども、世間の、地域の申告とか、生徒、保護者の申告については、今までもあっていましたけれども、今、正直に申告をしてくる状況ですので、減ったことを喜ぶたい気持ちもあるのですが、なかなか本当に申告がなされてない部分も一部にはあるかもしれませんので、そういったところも、今後、各学校の方にも伝えて、しっかり申告をするような、そういう体制をまたしっかり整えさせてもらえたらと、そういうふうに思っています。

(伊東委員)

もう1件よろしいでしょうか。再発というか再犯の方がいらっしゃるといふか、結構目立つというお話がありましたけども、またいろいろ研修をしたりして、それをできるだけ防ぼうとしているのは大変よく理解できるのですが、それでもなかなか防げないという、やっぱりその人の気質から変えていかないといけない。そういうときに例えば医療につなげたとか、そういうことはありましたでしょうか。

(初村高校教育課人事管理監)

研修の中で専門家から講話をまずしてもらっています。それから各学校で特に気になる場合は、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーとかですね、そういったところにつないで面談をすると、そういった形をとっている学校も多いです。

(中崎教育長)

少し医学的見地からもですね、アプローチする必要があると思っていますので。

(伊東委員)

そうですね、本当に受診してもらって、もう少し深く、うまく言えないですけど、取り組んでもらうということも必要なこともあるかなと思ったので申しました。

(中崎教育長)

我々も議論している中で常習犯という方は、まあアルコール依存じゃないですけど、もしかして病気っていうのですかね、そういった側面があるのではないかっていう話もしておりますので、さっきのような医学的なフォロー体制っていうのですかね、そういうことも整えていきたいと思っておりますので。よろしゅうございますかね。では続きまして、報告事項(3)についてよろしくお願ひします。

(初村高校教育課人事管理監)

資料12ページをごらんください。報告事項(3)「令和5年度長崎県公立学校教員採用選考試験について」、ご報告をいたします。

項目の1、採用予定者数ですけれども、小学校が260名、中学校130名、高校63名、特別支援学校30名、養護教諭20名、

報 告 ( 3 )

計503名となっております。昨年度との比較ですが、小学校が25名の増、中学校が25名の増、高等学校8名増、特別支援学校15名減、養護教諭、昨年度と同じということになっております。採用予定者数については、児童生徒の増減に伴う学級数の推移状況、それから退職者数の推移のほか、再任用の希望状況、そういったものを総合的に勘案して決定をしております。小学校の例で言いますと、令和5年度の小学校教諭の採用予定者数は260名ですが、今年度末で定年退職予定の小学校教諭数が約210名、それから特別支援学級の増加、35人学級の段階的な導入による定数増が採用増の要因となっております。13ページをごらんください。

障害者特別採用選考、それから一次試験の内容を示しております。今年度も障害者特別採用選考による採用予定者数を20名として一般選考とは分けて選考を行います。項目の2、3には出願手続き等を示しております。5月16日から出願を開始して、26日の午後5時まで出願期間ということにしております。それから他の自治体の本務教員を対象とした小学校、中学校の本免申請者については、希望によって関東・関西会場で試験を行います。出願期間については8月18日までとしております。

次のページ、4の試験日程ですが、1次試験を7月10日、長崎西、長崎商業、教育センターを会場として実施をいたします。2次試験については8月25日から9月5日にかけて、それぞれ記載の会場及び内容で試験を実施いたします。小学校、中学校の本免申請者の関東・関西会場での試験については、9月10日に関東で、9月11日に関西の方で実施をいたします。

項目の5ですが、内定通知につきましては10月7日ごろ発送予定としております。小学校、中学校の本免申請者、関東・関西会場の受験者についても同日、発送予定としております。

次のページの項目6については、過去の実績を示しております。今年度から日程の縮減による受験者の負担軽減ということで、2次試験において小論文、これを廃止するとともに、適性検査、それをオンラインで実施することにしております。それから英語の有資格者、それから本県での本務教員の退職者を対象としたものなど、特別採用選考の種類、これを拡充し、優秀な人材確保に努めてまいりたいと思っております。

あとコロナに対する対応ですけれども、実施要綱の方で試験日、それから試験会場、試験内容、これに変更が、可能性があるということを示しております。その際はホームページでお知らせすることにしております。試験日そのものにつきましては、九州各

質 疑	<p>         県統一ということで実施をするということになっております。それから内容そのものに、実技試験の内容とか時間の短縮とか、そういう見直しがもし迫られる場合は、必要な対応を検討しながら、今後、準備を進めてまいりたいと思っております。以上です。       </p> <p>         (中崎教育長)       </p> <p>         ただいまの報告に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。       </p> <p>         (廣田委員)       </p> <p>         昨年の採用予定者数が460で今年は503、小学校は235から260ということで、全国的に教員不足というのが言われて、国もいろいろ、いろんな施策を動かしているようなのですけれども、特に長崎県の場合は小学校の教員の倍率というのが、もう年々低下して行って、260人も増やして果たしてできるのかなという、本当もう1.0ぐらいになってしまうのではないかな。そうなったらもう全員合格させないといかんというような状況になるのではないかなと、ちょっと思ったものですから。まずその1点、どうですか。       </p> <p>         (谷口義務教育課人事管理監)       </p> <p>         確かに、倍率の低下、昨年度ももう1.4倍、その前も1.4倍、ただ九州、他県においては志願者を軒並み減らしました。長崎県の場合は、小学校の場合で言いますと、志願者をふやすことができました。これもさまざまな採用改革が功を奏してきたものと思っております。今年度も志願者をふやすべく、いろいろな改革を行っておりますので、必要数が260必要ですので、その部分については、しっかり採用試験で採用してまいりたいと思っております。それと採用試験というものが、採用のレベルに達したものを合格させていきますので、倍率が下がっても一定のレベルがある者を採用しております。そういう意味では、倍率が下がったとしても、ある一定の教員の資質能力は担保できるものと思っております。以上です。       </p> <p>         (廣田委員)       </p> <p>         これ従来は、5倍とか10倍とかね、そういう数の中での選抜と、1点何倍の中での選抜って、僕はもう大変な違いがあるのだなという、もう質そのものが下がってきた採用というふうに見ているのですよね。だから少し考えが甘いのではないかなというふうに思います。       </p>
-----	---

それとね、送っていただいた内外教育の中に、ちょっと気になる表現があつてですね、とにかく教員不足というのはある意味、倍率の低下ということで起こってくるのではないかということが第1点と、もう1つは、例えば教員の志願者が増えて、採用する、故にいい人材が確保できるようになったとしてもね、こんな記事があつたのですよ。要するに教員採用試験に合格できなくて臨時教員というのかな、そういう形で採用してきた人たちを、需給調整弁として使い捨てる悪弊がずっと続いているのではないかと。そうあつてはならないっていう。ここところが、ちょっと僕もこう胸にずんと来たのですけれども、長崎県の場合もやっぱりずっと採用試験を受けているのだけど、1次試験は通ったけど2次試験の面接で落ちた。それが3、4年も続いて、あるいは5年も続いてね、結果的にその年限に達してもう教員を諦めていった。中には非常に優秀な人材がいるのではないかと思うのですよ。そういう人達に対する道っていうのかな、あるいはもう1次試験に1回でも通ればね、ある意味、3年間ぐらいはもう1次試験は免除してやって、面接っていうのかな、それをやはり着実にやって、きちっと採用してあげるみたいな、何かそういう需給調整弁みたいにしてこうっていうのが非常に気になって、そういうところがないのかどうかね、この教員不足の時代にもったいないなという感じがするものですから。そこはどうですか。

(谷口義務教育課人事管理監)

義務教育関係で言いますと、以前、確かに倍率が高かったころは供給が需要を上回り、なかなか採用試験に合格できず、何年も臨任を務めるという方もおられました。しかしながら、今は人手不足でもありますし、何年も臨時的任用教職員として教職を積み、本務者としてぜひ子どもたちの前に立ってほしいという優秀な人物については先ほど委員おっしゃいました臨免とか、通免とか、そういう形で、1次試験の一部又はすべてを免除し、今のところ、そのほとんど採用をしているところでございます。ですから臨任をある程度、経験を積んで実力をつけた者を今、採用をしているという状況でございます。以上です。

(廣田委員)

送っていただいた要綱を見たら、臨免の人たちの、この赤い冊子ですね、これを見たらね、臨免の人たちは1次試験の一般教養試験、そこだけで学科試験のものは免除されてないのだけど、今のお話で

は学科試験も免除しているのですか。何かこれを読むと誤解を生む。

(谷口義務教育課人事管理監)

その部分については、通免というものが1次試験のすべてを免除しております。通免というのはですね、前年度の採用試験において1次試験を合格して2次試験に行った者です。2次試験で残念ながら合格できなかった者は通免として、次の年も1次試験を免除して受験をするということが出来ます。臨免というのが、おっしゃるように、今のところ一部免除になっております。ただ今後、新たな人事評価制度も入りましたので、その評価制度を有効に活用しながら、委員がおっしゃるような形でも検討を進めていく必要があるかとは思っております。以上です。

(廣田委員)

まあ検討はしてほしいですね。というのは、これだけ、まあはっきり言うと、悪く続いた教員免許法の改正制度、これがやっと改正、国の稟議が通ったのでしたかね、ですから今後の先生方は、ある意味、そういう退職をしても免許状は有効で、そういう人達を採用していけるということになるのだらうと思うのですよね。今まではそれができなくて、退職者もまたその研修を受け直してということをやらないといけなかったと。そういうことでうまくいっていきのだらうと思うけど、何か今の制度のままいくと、ずっと教員不足が続いていく感じがするのでですね、ぜひ検討していただきたい。

(中崎教育長)

検討、よろしく願いいたします。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

(伊東委員)

教員の成り手不足っていうのが、やはり働き方が非常にやりづらい職場になっているのかなというのはあると思うのですね。附属小学校、中学校もだっただちちょっと覚えてない、小学校ですかね、今度から定員を減らすことに。教員の数は減らさずに、定員を減らして、少し先生たちが余裕を持って子どもの教育ができるように当たりますという方針になったのが、この前発表されましたので、ちょっとやっぱり先生方の働き方をもっと考えてあげないと、特に子育てとかしている女性の教員の方は、なかなか自分も教師になって頑張りたいっていう人が、増えてこないのではないかなという気がし

ているのです。ちょっと感想だけなのですけど。

(加藤義務教育課長)

教員のなり手不足ということが、よく話題になりますけど、これはあらゆる方面からのアプローチをしていく必要はあると思っております。そういった中で、教員の働き方を、いかに改善しながら学校の先生方が、自分の生活を豊かにしながら、また自分の学びを豊かにしながら、そういう環境をつくっていくというのは大変、大きな課題であるというふうに思っておりますので、このことについては、教育委員会の方で各課連携しながら、さまざまな手段を講じながら進めていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

(中崎教育長)

重要なお指摘でございますので、先ほど課長が答弁したように、今、我々も検討しておりますので、またこういった委員会ですと、少し議案というかご説明の中でまたご意見いただきたいと思っております。

(伊東委員)

わかっていながら指摘して申しわけございません。

(中崎教育長)

重要なお指摘だと思っております。

報 告 ( 4 )

それでは、よろしゅうございますかね。次の報告事項(4)お願いいたします。

(初村高校教育課人事管理監)

資料の16ページ、報告事項(4)「令和5年度県立学校職員(実習助手、寄宿舍指導員)採用選考試験の実施時期の変更について」、ご説明をいたします。

1の目的ですけれども、採用選考試験の実施時期を早めて、他の公務員試験、それから就職試験と試験時期を同じにすることで、高等学校、特別支援学校、大学等の新卒者の受験者を増やし、優秀な人材確保につなげていきたいと考えております。

2の実施時期については記載のとおりです。例年11月中旬に実施しておりました1次試験を今年度より時期を3カ月早めまして、8月中旬に実施をいたします。それに伴って2次試験及び合格発表

<p>質 疑</p>	<p>も3カ月早まっております。採用予定数を確保するため、教員採用選考試験や他の公務員試験等の併願による辞退者、それから定年退職以外の退職者が生じた場合に備えて、教員採用選考試験でも適用しております区分Ⅱ合格制度、いわゆる補欠合格を設けて対応をしていきたいと思っております。以上です。</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>----- な し -----</p>
<p>報 告 ( 5 )</p>	<p>それでは、次の報告事項(5)についてよろしく申し上げます。</p> <p>(大川児童生徒支援課長)</p> <p>資料17ページをご覧ください。報告事項(5)「長崎っ子の心を見つめる教育週間における県教育委員等の学校訪問について」、ご説明いたします。</p> <p>毎年、5月から7月の間の一定期間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」として全ての公立学校で保護者や地域住民の皆様に、学校の教育活動を公開しております。今年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑みまして、各学校の実態、地域の状況に応じた弾力的な取り組みができるよう、5月から7月を前期、9月から11月を後期、この2期に分けて、どちらかの期間で実施をまいります。各学校におきましては、道徳の授業等の公開、あるいは「SNSノート・ながさき」を活用した情報モラル教育の取り組みを通して、命を大切にする心や思いやりの心を育む教育活動を展開することとしております。また期間中は、例年、県教育委員の皆様にも県内の特色ある教育活動を実施している学校を訪問していただいているところであり、今年度は6月28日(火)に県内でも数少ない小中一貫型の学校であります佐世保市立広田中学校を訪問し、小中の接続を生かした授業等をご参観いただく予定です。学校訪問の詳細につきましては、今後、ご連絡をさせていただきたいと思っております。</p> <p>今後も、地域の学校の実情に応じ、学校、家庭、地域の連携強化を図りながら、各学校における本教育週間を活性化させることにより、「いじめの防止や命を輝かせて生きる、心豊かな長崎っ子」の育成に努めてまいります。以上で報告事項(5)についての説明を終わります。</p>

